

Please note that if you do not agree to this notice, we will not be able to accept your request.

【名古屋出入国在留管理局】参観について

出入国管理及び難民認定法の第55条の15に書いている参観（收容施設を見学すること）についてご案内します。

【参観の受付】

名古屋出入国在留管理局では、收容場の参観を10人くらいまでのグループで受け付けています（※）。

参観を希望する人は、P2の「参観申出について」に沿って申し込んでください。

P4 - 5の「参観プログラムと注意すること」を必ず確認してください。

※ 学術研究のため必要と認める場合については、一人でも申出ができますことがあります。電話でそのことお知らせください。

【受付期間】

現在、令和8年12月2日（水）又は12月16日（水）の参観希望を受け付けています。

※ 参観をするのは、どちらか1日だけです。申し込んでも参観できないこともあります。

【担当部署】

名古屋出入国在留管理局総務課広報係
TEL：0570-052259（010#）

Please note that if you do not agree to this notice, we will not be able to accept your request.

さんかんもうしで 参観申出について

(1) 入管に電話する(参観したい日のだいたい7週間前)

①～④を準備して、名古屋入管(※)まで電話してください。

① 団体名・代表者の名前

② 参観を希望する時間(第3希望まで教えてください。ただし希望する日にならないこともあります。)

③ 参観希望人数(10人くらいまで)

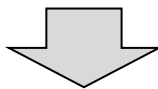
④ 代表者の電話番号とメールアドレス

※ 問合せ先: 名古屋出入国在留管理局 総務課 広報係

TEL: 0570-052259 (総務課の番号: 010#)

○ 同じ日に希望が多いときは、はじめての参観する人を優先します。

○ 同じ日時にほかのグループから希望があったときは、一緒に参観してもらうことがあります。

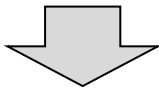


(2) 参観の申出(参観したい日のだいたい6週間前)

電話で話した後、こちらから案内する紙(参観申出書と参観希望者名簿)

に必要なことを書いて、メールで送ってください。

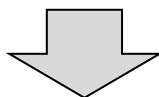
Please note that if you do not agree to this notice, we will not be able to accept your request.



(3) 結果通知 (参観したい日のだいたい4週間前)

参観ができるかできないかについて電話かメールでお知らせします。

- 参観ができる場合は、入管に来てもらう日・時間・必要な物についてもお知らせします。



(4) 参観当日

入管から教えてもらった日時に総務課まで来てください。

写真付きの身分証明書を持ってきてください。

例えば：在留カード・旅券（外国人）、マイナンバーカードなど

顔写真付きの身分証明書を持っていない人は教えてください。

Please note that if you do not agree to this notice, we will not be able to accept your request.

さんかん ちゅうい 参観プログラムと注意事項

さんかん 参観プログラムについて

- ① にゅうかん しごと しょうかい
入管の仕事を紹介します
- ② さんかん けんがく き せつめい
参観（見学）のときに気をつけてほしいことを説明します
- ③ しゅうようば けんがく
収容場の見学

※ ぜんぶ じかん
全部で1時間くらいかかります

※ とうじつ しゅうようば じょうきょう じかん さんかんばしょ へんこう
当日の収容場の状況によって、時間と参観場所の変更、もしかしたら
どうが み さんかん
動画を見てもらう参観となることもあります。

りゅういじこう き 留意事項（気をつけること）について

さんかん ひ りゅういじこう まも せいやくしょ やくそく かみ ていしゅつ
参観の日に、「留意事項」を守ることについて、誓約書（約束する紙）を提出
していただきます（日付と署名（自署）が必要です）。

りゅういじこう まも さんかん ちゅうし ちようしゃ かえ
「留意事項」を守らないと、参観を中止して、庁舎から帰ってもらうことがあ
るので注意してください。

りゅういじこう ○ 留意事項

- (1) しょくいん ゆうどうおよ し じ したが
職員の誘導及び指示に従うこと。
- (2) さんかんまえ しゃしんづ みぶんしょうめいしょ ほんにんかくにん う
参観前に写真付き身分証明書による本人確認を受けること。

Please note that if you do not agree to this notice, we will not be able to accept your request.

- (3) 参観前に手荷物^{さんかんまえ てにもつ あず}を預け、金属探知機^{きんぞくたんちきとう}等による身体検査^{しんたいけんさ}を受けること。
- (4) たばこ、ライターその他の施設^{た しせつ}の規律^{きりつ}及び秩序^{ちつじょ}の維持^{いじ}その他管理運営^{た かんりうんえいじょう}上
支障^{ししょう}を生^{しょう}ずるおそれがある物品^{ぶつびん}を持ち込^もんではな^こらないこと。
- (5) カメラ、ビデオカメラ、録音機^{ろくおんき}、携帯電話^{けいたいでんわ}その他これらに類^たする物品^{るい ぶつびん}を
携^{けいたい}帯^{また}し、又は使用^{しょう}してはな^{しょう}らないこと。
- (6) 名古屋出入国在留管理局^{なごやしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょくちょう}長の許可^{きょか}なく、被收容者^{ひしゅうようしゃ}等と会話^{かいわ}し、又
は物品^{ぶつびん}を授受^{じゅじゅ}してはな^{じゅじゅ}らないこと。
- (7) 大声^{おおこえ}、騒音^{そうおん}、被收容者^{ひしゅうようしゃ}の心情^{しんじょう}を害^{がい}する発言^{はつげん}、特異^{とくい}な服装^{ふくそう}その他の被
收容者^{しゅうようしゃ}の処遇^{しよぐう}の適切^{てきせつ}な実施^{じっし}又^{また}はその安全^{あんぜん}かつ平穩^{へいおん}な共^{きょう}同^{どう}生活^{せいかつ}に支障^{ししょう}を生^{しょう}
じるおそれのある言動^{げんどう}等^{とう}をしてはな^{げんどう}らないこと。
- (8) 参観^{さんかん}に際^{さい}しては、酒気^{しゅき}を帯^おびてはな^{しゅき}らないこと。
- (9) 参観^{さんかん}に際^{さい}して、陳情^{ちんじょう}・要求^{ようきゅう}行為^{こうい}、示威^{じい}行為^{こうい}等^{とう}を行^{おこな}ってはな^{おこな}らないこ
と。
- (10) 職員^{しよくいん}の指示^し及び留意事項^{じ およ りゆういじこう}に從^{したが}わな^{したが}い場合は、参観^{ばあい}を中止^{さんかん}するこ^{ちゅうし}が
あること。

にもつ 荷物について

見学^{けんがく}の前^{まえ}に、金属探知機^{きんぞくたんちき}による身体検査^{しんたいけんさ}（セキュリティ・チェック）などをす
るので協^{きょうりよく}力^{りよく}してください。また、收容場^{しゅうようば}に入^{はい}る前^{まえ}には体温^{たいおん}をチェッ^てクして、手
と指^{ゆび}の消^{しょう}毒^{どく}をし^{どく}ます。マ^{しょう}スクもつ^{どく}けてもら^{どく}います。

にもつ も しゅうようば はい き
荷物^{にもつ}を持^もって收容場^{しゅうようば}へ入^{はい}ることはでき^きないので、気^きをつ^きけてくだ^きさい。

※ も もつ き ばしよ お けんがく
持^もってきた荷物^{にもつ}は決^きめられた場^{ばしよ}所^おに置^{けんがく}いて、見^{けんがく}学^{がく}してもら^{けんがく}います。

Please note that if you do not agree to this notice, we will not be able to accept your request.